

意見書案第 54 号

安定型産業廃棄物 5 品目の抜本的見直し等を求める意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成 21 年 12 月 17 日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木 信 雄
賛成者	〃	高 瀬 武 久

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

## 安定型産業廃棄物 5 品目の抜本的見直し等を求める意見書

現行の安定型産業廃棄物最終処分場は、性質が化学的に安定しているとされる産廃 5 品目を処分する最終処分場です。その構造は、「遮水工」といわれる埋立て処分場内の汚水の処分場外地中への浸出を制御するための工作物を敷設しない素堀の穴であり、処分場からの浸出水に対する処理も法令上は不要なため、有害物質を含む廃棄物が埋立て処分された場合、有害物質が施設外に流出する欠陥があります。このため、全国各地で問題を起こしています。

国も、かかる安定型処分場の問題点を認識し、度重なる汚染事故や不法投棄を契機として、関係法令の「改正」を行ってきています。

しかし、これらの法改正によっても、安定型処分場における汚染物質の処分場外への流出・拡散の危険性はまったく解決されていません。

問題点の 1 つは、安定型処分場で埋立て処分される産廃は、決して性質が化学的に安定しておらず、5 品目の中には酸性雨などにさらされると化学変化を起こし有害物質を溶出させるプラスチック類やゴム類くず、金属くずなどが含まれていることです。

問題点の 2 つは、5 品目とそれ以外の産廃との分別が不可能で、5 品目以外の有害物質の混入が避けられない実態にあることです。

この間、安定型処分場の設置・操業に対する反対運動が激化し、訴訟も提起されましたが、司法も 5 品目とそれ以外の物質の分別が困難である実態を直視し、相次いで住民の訴えを認め、安定型処分場の設置、あるいは操業の差し止めを認める判決を出しています。

よって、政府と国会は、速やかに次の事項を実施されるよう強く要望します。

### 記

- 1 関係法令を改正し、安定型産業廃棄物 5 品目の類型を抜本的に見直すこと。

2 安定型産廃最終処分場の新規立地の許可基準を判例等をもとに厳格に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月17日

長沼町議会議長 駒谷 広栄

提出先

内閣総理大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

各 通